

北 一 輝 考

——二・二六事件との関連性——

(その一)

ま え が き

昭和一一(一九三六)年三月四日付の勅令をもって、二・二六事件に
関係ある被告の裁判をとり扱う東京陸軍軍法会議が特設されたが、この
軍法会議は、民間人北一輝に対して、かれがこの「叛乱」の「首魁」⁽¹⁾で
あり、「主動者」であつたとして、つぎのように死刑の判決を下してい
る。

陸軍省発表(昭和一二一年八月一四日)

『民間関係者判決文』で

△：右軍法会議審判ノ結果ニ基ク処刑及判決理由概ネ左ノ如シ

処刑

死刑 首魁 北 輝次郎

死刑 同 西田 税⁽²⁾

.....

とあり、その「判決理由」のなかで、

△：北輝次郎(※一輝)・西田税：ハ孰レモ昭和一一年二月二六日

事件ニ参加シタ香田清貞・安藤輝三・栗原安秀・村中孝次・磯部浅

一等ノ叛乱行為ニ共同荷担シ、北輝次郎・西田税ハ叛乱ノ主動者ト

シテ行動シ、：：▽

(※文中の傍点は筆者の付したもので、以下同様)

と述べている。

また、同軍法会議は、この事件の直接参加者である元将校の村中孝
次・磯部浅一・香田清貞・安藤輝三・栗原安秀等を「首魁」と判決し、
死刑を宣告しているが(昭和一一年七月五日)、その判決理由書で、

△：前記ノ者ノ大部ハ、北輝次郎及ビ西田税トノ関係交渉ヲ深メ、
ソノ思想ニ共鳴スルニ至リシガ、特ニ北輝次郎著「日本改造法案大
綱」タルヤ、ソノ思想根柢ニオイテ絶対ニ我が国体ト相容レザルモ
ノアルニ拘ラズソノ雄勁ナル文章等ニ眩惑セラレ、：：国法ヲ蔑視ス
ルニ至レリ。：：▽

と示し、さらに叛乱将校を支援した事件関係者満井佐吉中佐等に対する
第三次判決(昭和一二一年一月一八日)では、彼らにそれぞれ禁錮三年か
ら五年の刑を宣告し、その理由として前記と同様趣旨で、北一輝の危険
思想に眩惑され、ついに今次の「叛乱」を暴発せしめたことを繰返し強
調している。⁽³⁾

ともあれ、このように北一輝が民間人でありながら、二・二六事件の
「首魁」となり、「思想的中心」⁽⁴⁾となつて叛乱行為を煽動し、幫助したと

いう理由で極刑に処せられたが、東京陸軍軍法会議の下したこの断固たる処置によって、かれの「叛乱」に対する位置付けが正当化されたかどうかに関しては、今日でもなお疑問視する向が多いのである。

したがってここで、北一輝の諸著書、とくに問題となった「日本改造法案大綱」の内容の検討を中軸として、かれの天皇観・国体観などを考察し、併せてそれらに対する叛乱将校の対応ぶりを追求し、さらには、軍法会議の判決文のなかで指摘された、北の「靈告」的日常生活を究明し、それにもうひとつ、北を裁いた軍法会議の評議状況などを、それぞれの関係資料を基礎として論攻していきたいと思う。

一

北一輝が「日本改造法案大綱」⁽⁶⁾を執筆したのは大正八（一九一九）年八月のことで、かれの三六才のときであった。

一九一九年といえば、前年の一月に終結した第一次世界大戦の最中に勃発したロシア革命の成功で、赤色革命運動の荒波が世界的に奔騰したときであり、また、中国では民族解放を目指した五・四運動の嵐が吹きまくり、全国的な排日運動へとエスカレートしていった年でもあった。朝鮮でも折柄、日本からの独立を要求する三・一萬歳事件が爆発していたのである。わが国内においても、これらに対応するかのようになり、前年におこった米騒動が全国的に拡がり、不安定な民衆生活が浮きぼりにされてきたし、労働争議や農民運動も戦後とみに頻発する兆候を示していたのであった。

こうした、大正八年（一九一九年）という「今や大日本帝国ハ内憂外患並ビ到ラントスル有史以来未曾有ノ国難ニ臨メリ。国民ノ大多数ハ生活ノ不安ニ襲ハレテ一ニ欧州諸国破壊ノ跡ヲ学バントシ、政權軍權財權ヲ私セル者ハ只竜袖ニ陰レテ惶々其不義ヲ維持セントス。而シテ外英

米独露悉ク信ヲ傷ケサルモノナク、日露戦争ヲ以テ漸ク保全ヲ与ヘタル隣邦支那スラ酬ユルニ却テ排侮ヲ以テス。真ニ東海粟島ノ孤立。一步ヲ誤ラバ宗祖ノ建国ヲ一空セシメ危機誠ニ幕末維新ノ内憂外患ヲ再現シ来レリ。…」の秋に当って、いまにして、「天皇ニ指揮セラレタル全日本国民ノ超法律的運動ヲ以テ先ヅ今ノ政治的經濟的特權階級ヲ切開シテ棄ツルヲ急トスル所以ノ者、内憂ヲ痛ミ外患ニ悩マシムル凡テノ禍因只コノ一大腫物ニ発スルヲ以テナリ。」である以上、ここに断固として国家改造をおこなわなければ、「日本ハ今ヤ皆無カ全部カノ断崖ニ立テリ。六千万同胞我ガ天皇ヲ抱キテ国ヲ枕ニ倒ルル大決意ヲ以テ根本的改造ヲ決行セズンバ内崩外圧一時ニ殺到シテ二千五百年ノ史実ニ大正八年ヲ以テ閉ツベシ。…」という祖国の前途に切迫した危機感をいだいたのが、かれの執筆の動機であったといわれる。

二

したがって、こうした心境のもとに著述した「日本改造法案大綱」の最も真髓ともいべき部分が巻一「国民の天皇」であって、国家改造の基本的方策が、北自身がいうように、「語辞悉ク簡單明瞭」な筆致で論述されている。

まず、巻頭劈頭に「憲法停止一天皇ハ全日本国民ト共ニ国家改造ノ根基ヲ定メンガ為メニ天皇大権ノ発動ニヨリテ三年間憲法ヲ停止シ兩院ヲ解散シ全国ニ戒嚴令ヲ布ク。」と、ここに断然クーデターを主張するのである。すぐ後につづく別記の「註」で、如何なる憲法も議会もこれらを絶対視するのは「英米ノ教權デモクラシーノ直訳」に過ぎず、また、クーデターを「保守専制ノ為メノ権力濫用ト速断スル」のも歴史を無視するとしてしりぞけ、この日本改造のクーデターは「国家権力則チ社会意志ノ直接的発動」と見るべく、「必ず国民ノ団集ト元首トノ合体ニヨ

ル権力発動」と解すべきであると強調している。つづいての「別註」では、「両院ヲ解散スルノ必要」も、「憲法ヲ停止スルノ必要」も、貴族と富豪階級が、其に拠り、其の保護を受けることを一掃せんがためであり、また、「戒厳令ヲ布ク必要」は彼等の反抗を弾圧するのに最も拘束されない国家の自由が不可欠であるためと説明している。

戒厳令が施行されている間、国家改造に当る協議機関は何かに対しては、北一輝は「普通選挙ニ依ル国家改造議會ヲ召集シ協議セシム」ことを提案し、この議會で憲法改正案を作成し、その発布とともに解散するとしている。さらに、戒厳令中の行政機関として「国家改造内閣」を組織して、その内容は「現時ノ各省ノ外ニ下掲ノ生産的各省（巻四『大資本ノ国家統一』のなかで、銀行省・航海省・鉱業省・農業省・商業省・鉄道省を例示）ヲ設ケ、更ニ無任所大臣数名ヲ置」いて、その内閣員は「従来ノ軍閥吏閥財閥ノ人々ヲ斥ケテ全国民ヨリ広ク偉器ヲ選ビテ此任ニ当ラシム」と提言する。

その他、華族制の廃止を主張し、「天皇ト国民トヲ阻隔シ来レル藩屏ヲ撤去シテ明治維新ノ精神ヲ明ニス」との理由付けをおこなっているし、また、貴族院も廃止して新たに「審議院」を置き、その議員は「各種ノ勲功者間ノ互選及勅選ニヨル」と為し、衆議院議員は「二十五才以上ノ男子」の普通選挙によって選出されるとしているが、この二院が、前述の国家改造議會とどのような関係をもつかに就いては何等触れるところが無い。

ともあれ、北一輝が巻一のタイトルを『国民ノ天皇』と記し、天皇と国民の間に蟠踞する特権階級を排除する諸改革案を提示するのは、天皇が国民の総代表であるとする、かれの独創的な天皇観に拠るからである。

三

北は、この巻一のなかで「天皇ノ原義―天皇ハ国民ノ総代表タリ、」と主張し、別記の「註」で独創的な天皇観・国体観を展開するのである。いわく、日本の国体は「三段ノ進化」を為したから、天皇の意義もまた「三段ノ進化」を経たとして、藤原氏から平氏にいたる第一期を「専制君主国時代」と名付け、この間の天皇は理論上すべての土地と人民とを私有し、生殺与奪の権力を有していたが、第二期の源氏から徳川氏にいたる「貴族国時代」になると、群雄諸侯がその領国の土地・人民を私有し、その上に君臨した幕府に光榮を加冠するローマ法王として、天皇は「国民信仰ノ伝統的中心」の意義をもっていったとした。第三期は、武士と人民を君主たる將軍または諸侯の私有から解放した「維新革命ニ始レル民主国時代」であって、このときからの天皇は「純然タル政治的中心」の意義をもち、「国民運動ノ指揮者」であって、「現代民主国ノ総代表トシテ国家ヲ代表スル者」と論じているのである。

すなわち、北は、維新革命以来の日本は、天皇を代表とする国民国家であると把握し、それを断固として主張したのである。久野収が指摘したように、「密教的芸術作品」である天皇制をつくり上げた大日本帝国憲法を読みぬき、読みやぶることによって、「国民の天皇・国民の日本」という逆説的な結論をひき出したのである。さらに、久野の、他の主張を引用すれば、伊藤博文がつくり上げた主体としての天皇・客体としての国民という建前を逆転して、主体としての国民・客体としての天皇というルールを作ろうとした思想家が北一輝であり、吉野作造であったとして、吉野が議會と政党の責任内閣を基盤として、このルールを実現しようとしたのに対して、北は軍事独裁なる手段をもって、このルールを企画したとするのである。

この立論は、すでに、北の最初の著作「国体論及純正社会主義」⁽⁸⁾のなかで発芽しているものである。かれは、この書のなかで、天皇の権力的正統性の淵源が、天孫降臨や天壤無窮にあるとか、現人神性や君父皇子の家族国家制にあるとかの見解を、虚妄の歴史解釈として断然しりぞけたのである。かれの天皇観に拠れば、天皇即国家とするのは誤謬であって、天皇も国家の一員であり、ただ主権を行うべき地位に即く特権の持主に過ぎないと解釈して、主権はあくまでも国家にありと断定したのである。こうして、この解釈こそ、明治憲法にうたう正統的な国体論であり、天皇の実像そのものであるとした、「大日本帝国憲法を読みぬき、読みやぶる」ことによって、前述の「改造法案」にある「国民ノ総代表」たるの主張をひき出したのであった。

四

このようにして、北一輝は、戒厳令下の国家改造を唱え、この改造の号令者は天皇であり、その本隊として改造活動に挺身するのは国民の「団集」であるとしたのである。ただし、この「団集」の実体については、かれはほとんど触れていないが、これに関連するものとして、「改造法案」の巻二『私有財産限度』に、天皇は戒厳令施行中在郷軍人団を改造内閣の直属機関として改造中の治安維持に当らしめるとある。もし、この団体が「団集」の代表機関であるとすれば、その実体に対して、いかにも短絡的な感じを否めないのであるが…。

北は、別記の「註」で、この在郷軍人は、もともと国民の兵役義務を忠実に果たしたものであり、その間に養われた愛国的常識は国民の中堅たるの資格を完全に備えたものであるとともに、彼らの大多数は農民と労働者であるから国家の健全な労働階級であると看做して、改造の断行に当っては、露独の「労兵会」の場合にみられた騒乱などは全く起こり得

ず、「一糸不紊レサル組織」をもってことに当り得ると評価しているのである。

ともあれ、北一輝の唱道する国家改造方策は、天皇と国民の「団集」—その代表と目されるものが「在郷軍人団」—によるクーデター政権によって断行されるべきであるとするが、戒厳令下では、とくにその活躍が要請される現役軍人が「在郷軍人団」の背後にあることを思うとき、北の真実の構想は、天皇と現役軍人とのコンビにあったのではないかも推測されるのである。もし、このような推測が許されれば、この図式による改革こそ、二・二六事件の青年将校たちの心情に強烈にアッピールし、彼らが、それに最後まで執着した構想ではなかったか。戒厳令下、天皇の大号令のもとに、軍が改造の中核勢力となって、「昭和維新」に直進することが革新将校の理想図であったはずであるからである。

こうして、北一輝のクーデター政権による日本改造案に熱狂的な共鳴ぶりを示したのは、叛乱将校のなかで最高幹部とみなされた磯部浅一（元一等主計）であった。かれの「獄中日記」（昭和二年八月一日付）には、「余の所信とは、日本改造方（法？）案大綱を一点一角も修正する事なく完全に之を実現することだ。方案は絶対の真理だ。余は何人とも之を評し、之を毀却することを許さぬ。日本の道は日本改造方案以外にはない。終対にない。日本が若しこれ以外の道を進むときには、それこそ日本の没落の時だ。明かに言っておく。改造方案以外の道は日本を没落せしむるものだ。如何となれば官僚、軍幕僚の改造案は国体を破壊する恐る可き内容をもっているし一方高天ヶ原への復古革命論者はともすれば公武合体的改良を考へている。共産革命力復古革命力が改造方案以外の道であるからだ。日本改造方案は一点一角一字一句悉く真理だ。」⁽⁹⁾とて、「法案」が国家改造の心柱なることを徹頭徹尾強調

するのである。

五

いままで「日本改造法案大綱」のハイライトともいえる巻一『国民ノ天皇』に就いて、北一輝の提示した、大胆にして率直な改造諸方策の内容を論述してきたが、それに続く巻二以下をここに要点的に記述して、本書の全容を明らかにしておきたいと思う。

まず、対内的な改造方針を、巻二『私有財産限度』・巻三『土地処分三則』・巻四『大資本ノ国家統一』・巻五『労働者ノ権利』・巻六『国民ノ生活権利』で明示し、つづいて、巻七『朝鮮其ノ他現在及将来ノ領土ノ改造方針』・巻八『国家ノ権利』で対外的な没民族主義・膨脹主義政策を発想している。これら諸提案のうち、対内的なもの多くが、戦後の日本国憲法で実現されている事実は充分注目に値するものと思う。すなわち、主権在民は保障され、華族制は消滅し、治安警察法（のち、これを治安維持法が補完した）・新聞紙条例（↓新聞紙法）・出版法も廃止され、さらには、労働省の設置・八時間制の労働時間・幼年労働の禁止も実現し、また、児童の権利や「貧困ニシテ実男子又養男子ナキ六十才以上ノ男女。及ビ父又ハ男子ナクシテ貧困且ツ労働ニ堪ヘサル不具廢疾」者の国家扶養の義務も保障され、「国民教育ノ期間ヲ滿五才ヨリ滿十五才マテノ十ヶ年間」も六才からの九年間として実現し、教科書の無償給付も実施を見た等々が、それらである。

このような先見の明には驚嘆の情を覚えながらも、北のような時代の変革を目指す革命者（或いは擬似革命者といった方がよいかも知れない）に要求される必要最低限のテクニックのあらわれとも解すべきであろうか。というのは、ナチスのヒトラーはファシスト革命の成功には、まず大衆に近づく可能性を示すスローガンが必要だと告白していることを連想するが故である。

こうした前段の対内面における民主主義的・社会主義的改革案とはおよそ一転して、巻七では大胆な反民族自決主義論を唱え、巻八では、露骨な対外的侵攻政策を提案し、「戦ナキ平和ハ天国ノ道ニ非ズ」と結言しているが、これは後代の太平洋戦争までの日本軍国主義のイデオロギーの源流の観があるのである。

六

しかしながら、磯部自身も（昭和十一年）八月二日付の「獄中日記」のなかで、「……今回死したる同志（※香田清貞元大尉等の青年将校は同年七月十二日に処刑）中でも、改造方案に対する理解の不徹底なる者が多かった。又残っている多数同志も、殆どすべてがアヤフヤであり、天狗である。だから余は、革命日本のために同志は方案の真理を唱へることに終始せなければならぬといふことを云ひ残しておくのだ、方案は我が革党のコーランだ。剣だけあってコーランのないマホメットはあなどるべしだ。同志諸君、コーランを忘却して何とする。方案は大体的、が字句がわるいと云ふことなかれ、……堂々と方案の一字一句を主張せよ、一点一角の譲歩もするな、而して、特に日本が明治以後近代的民主国なることを主張して、一切の敵類を滅亡させよ。」と述べているように、同志の青年将校のなかには、北一輝の「改造法案」に無知・無関心の徒もいた模様である。

首魁のひとりとして断罪された元陸軍大尉村中孝次の場合は、磯部の立場ほど透徹したものではなかった。かれは、北の思想に甚大な影響を受けながらも、それへの傾倒ぶりが微妙に揺れ動くのである。獄中で誌した「続丹心録」には「……抑々『日本改造法案大綱』はデモクラシー及社会主義の高潮期に、此兩者を否認折伏することを主眼として、諷刺的文調を以て叙述したるものにして、簡明確切を旨とする為、日本国家の現段階に於て採り得べき一つの構図を示して、其註解に於て著者の思想を断片的に披瀝せるものなり。而して排日侮日の真只中にある上海に於て執筆せるものなるが故に、著者の愛国的情熱と国家主義的徹見とが、躍々として紙面に躍るを認め得べし、吾人が同書を愛読し、且之れによりて啓発せらるる所以は一に著者の愛国心と、特に国体に対する徹見と

によるものなり。…社会主義乃至デモクラシー万能の徒が我が国体の尊厳性に目を蔽ひ、徒らに理想社会を欧米の学説に求めんとするに對し、『日本国こそ本質的に爾等の求める理想社会の国家なり』と説き聞かせたる書なり。…」(※この文書は、事件直後の昭和十一年三月七日、第一師団の舞伝男參謀長が行った口演要旨を洩れ聞いた村中が反駁したものと伝えられる)とて、「改造法案」の愛国的所産なることを懸命に弁護しており、さらに、かれの「同志に告ぐ」という(昭和十一年)八月一七日付の遺書のなかで、「昭和維新ハ『法案』ヲ中心トスル一団ノ同志ノ外ニ実現シ得ルモノナシ。隱忍自重刻苦不退、必ズヤ目的を達成セラレヨ」と、「改造法案」を遵奉して、同志の、後につづく蹶起を促しているのである。襲撃決行後、川島陸軍大臣を始めとする軍当局者の面前で読み上げた、かの「蹶起趣意書」は、事件直前の(昭和十一年)二月二四日、「北一輝氏宅の二階仏間で、明治大帝御尊像の御前で神仏照覧の下に」、同志野中四郎大尉の原文に筆を加えて書き上げたのが、この村中孝次であったことをも考えあわせれば、かれの北への景慕が甚だ大きなものであったことを推測できるのである。

しかしながら、(昭和十一年)七月六日付の獄中手記「丹心録 贈妻静子」では、「…第一、今回の決行目的はクーデターを敢行し、戒嚴令を宣布し軍政権を樹立して昭和維新を断行し、以て北一輝著『日本改造法案大綱』を実現するに在りとなすは是れ悉く誤れり。…吾人は『クーデター』を企図するものに非ず、武力を以て政権を奪取せんとする野心私慾に基いて此挙を為せるものに非ず、吾人の念願する所は一に昭和維新招来の為に大義を宣明するに在り。昭和維新の端緒を聞かんとせしにあり。…」と明言し、同様趣旨のことを「統丹心録」のなかでも繰返えし主張する村中孝次でもあったのである。すなわち、かれの場合、「日本改造法案大綱」によって、思想的には大啓発されながらも、同書に盛り

込まれた理想社会建設案を実現するためには、まず以て国体を破壊する元兇を誅殺することが緊要事なりとして、そこに今回の挙の目標を設定したとするのである。(昭和十一年)七月一日付の遺言書に、「一、維新ノ為メニ戦フコト四周星 今信念ニ死ス 不肖ノ死ハ即チ維新断行ナリ 男子ノ本懐事 亦何ヲカ言ハン 一、不肖等ハ武力ヲ以テ戦ヒ勝ツベキ方策ハナキニアラザリシナリ 敢テコレヲ為サバリシハ 不肖等ノ国体信念ニ基クモノナリ 身ヲ殺シテモ 至尊ヲ強要シ奉ルガ如キコトヲ欲セザリシニヨル」とあるのは、身を挺して「醜の御楯」にならんとの気概を示したものと見えよう。

同志のひとりである栗原安秀(元陸軍中尉)は、磯部浅一をして、「實際、栗原の様なヤルヤル専門の同志がもう三、四人いたら出来るがなあ、暴虎馮河の勇者がほしい…」と慨嘆せしめたほどの急進分子であったが、その獄中手記のなかにも、北一輝の人物評とか「改造法案」に就いての言及は全く見当らない、ただ、死刑の判決を受けた直後にしたためた「維新革命家トシテ余ノ所感」(昭和十一年)七月一日付)のなかで、その判決に對して、「…余万斛ノ怨ヲ吞ミ、怒リヲ含ンデ斃レタリ。…余ハ断ジテ成仏セザルナリ、断ジテ刑ニ服セシニ非ル也。余ハ虐殺セラレタリ。余ハ斬首セラレタルナリ。…ソモソモ今回ノ裁判タル、ソノ惨酷ニシテ悲惨ナル、昭和ノ大獄ニ非ズヤ。余輩ハカクノ如キ不当ナル刑ヲ受クル能ハズ。而モ戮セラル、余ハ血笑セリ。同志ヨ他日コレガ報ヲナセ、余輩ヲ虐殺セシ幕僚ヲ惨殺セヨ。…」と怨懣の情を沸騰させているのである。

これに對して、最年少の同志であった高橋太郎(元陸軍少尉)の場合は、「忠誠心ヲ貫カントシテ遂ニ大事ヲ誤リ、栄アル軍旗ノ歴史ヲケガン奉リ候段、大罪万死ニ当ルベク、…」の立場から、栗原とは異なつて、軍法會議の死刑判決を真当に受けいれ、同日(昭和十一年)七月五日)付の獄中手記「判決」で、「名断ナリ、我等ガ赤忠ヲ認メソノ罪ヲタタク、余スナシ、喜ビテ死ス。皇國ヲ蔽ヘル雲トサシチガヘテ死スルコソ所期ノ本懐、既ニ死スベカリシ命ヲ今日マデツナギシコト一ニソノ意、此ニ在リ、コノ暗雲ヲ掃フコソ永久ニ此クノ如

キ不祥事ヲ絶滅セシムル唯一ノ道ナリ」と誌し、つぎの「辞世」をうたい残している。

『大君の御代をかしこみ千代八千代』⁽²⁰⁾

萬歳 萬歳 萬々歳

七

以上のように、北一輝著わすところの「日本改造法案大綱」に就いて、青年将校たちのそれぞれの対応振りをみてきた。これらは、磯部浅一の如く、同書を「一点一角も修正する事なく」改造の具体案と為すべきだとする型と、「み光を蔽へる雲を打ち払」⁽²¹⁾うべく、醜の御楯としてまず蹶起すべしとする型の二つに分類できると考えるが、後者の場合でも、元兇抹殺のあと、あわよくば、「改造法案」を基準として、みずからの手で改革を推進したいとする念願をひとしく深層心理の中に温存していたのではないかと敢えて推測するのである。

それというのも、襲撃直後の（昭和十一年）二月二十六日朝、陸相官邸で、川島陸軍大臣に対して、香田清貞大尉が青年将校の代表として、「起趣意書」を読みあげ、次いで「要望事項」を朗読し、のち陸相に交付しているが、その要旨のなかには、南・宇垣両大将、小磯・建川両中将の保護検束、軍閥の中心人物である根本大佐・武藤中佐・片倉少佐の除去、林大将・橋本中将の即時罷免等が含まれておいて、これらが、かねてから皇道派将校にとって好ましがらざる人物であったために、その排除を狙ったのである。また、その反対に、かれらの歓迎できる事項として、荒木大将の関東軍司令官任命、大岸・菅波・大蔵大尉等同志将校の東京招致、齋藤瀏予備少将・香椎警備司令官・山口歩一中隊長・本庄侍従武官長・真崎大将・満井中佐等の陸相官邸招致等々を要望している。

齋藤予備少将や満井中佐は、青年将校が真崎大将か柳川中将の首班内閣の吏

現を待望していることを既に承知しており、首脳部への連絡を図っていたこと、山口歩一中隊長も岳父の本庄侍従武官長に右の趣旨を伝えていたことなど、裏面では必要な根回し^{ねまわし}工作が為されていたのである。

叛乱軍将校が後継首班をだれに指名するかなどを「要望事項」にはつきりと盛り込まなかったのは、そういった事後の具体的な改造計画をおこなうことが、天皇大権の冒瀆^{ぼうとく}につながるものとの信念からであって、正面切つては盛り込めなかったのであるうと思われる。

しかしながら、「天皇の軍隊」を無断で動員して叛軍の私兵化したことは、天皇大権の侵犯にはならないのか、このあたりに、かれら青年将校の便宜主義的な論理の飛躍をみる思いがする。

八

さて、ここで究明しておきたいことは北一輝の「天皇観」と青年将校の抱^{いだ}くそれとの相違に就いてである。

前者の論ずる「天皇」は、前述したように、「国民の総代表」であり、国家の一員として、ただ主権をおこなう特権者に過ぎないとする「天皇機関説」的存在として規定したのに対して、後者の場合は、天皇即国家であり、承諾必謹の現人神であるとの信念に徹し切っていたのである。こうした天皇観の乖離^{かいはり}が両者間に深刻な不協和音を奏^{かな}でることは容易に推察できるが、それでは、この調整方に就いては、どのような処置がとられたのであろうか。思うに二つのことが考えられる。一つは、北が将校達にできるだけ接触しない、いわば「逃避」の姿勢をとったこと、二つ目は、この疎隔の溝を埋める役割を西田税が果たしたことがこれである。北の「逃避」に関しては、いづれ後述するとして、いま、西田の媒介者的役割について論述していくこととしたい。

「日本改造法案大綱」は大正九（一九二〇）年一月に発禁処分を受け

たが、同一五（一九二六）年二月ごろ、西田は本書の版權を北から委譲されている。此書に全面的に共鳴していたかれは、其後、法網を潜って数次にわたって一万部以上（この中には、ポケット型のものも含まれる）を印刷し、各方面に、ことに西田自身が軍人出身であった関係もあって、青年将校達にも相当に手広く配布した模様である。

当時、西田税は「天劍党」なる政治秘密結社を主宰していたが、その綱領に、「天劍党ハ軍人ヲ根基トシテ普ク全国ノ戦党的同志ヲ連絡結盟スル国家改造ノ秘密結社ニシテ、『日本改造法案大綱』ヲ經典トセル実行ノ劍ナリ」を掲げて、この組織活動によって、「改造法案」の趣旨を實踐に移そうとしたのである。昭和二（一九二七）年七月、「極秘」で、「天劍党規約」を軍隊内は勿論のこと、民間側にも頒布して同志の拡大を企図しており、これが、ときの内務大臣の「西田陸軍予備少尉等天劍党ト称スル一味ノ軍隊内不穩文書等ノ事件ニ関スル事項」の新聞記事差止命令（昭和二年一〇月二六日）にもつながるのである。

さらに、いまひとつ、ここに注目に値する事実が存在する。すなわち、原本の「国家改造案原理大綱」の巻一「国民の天皇」の末尾にある「戒嚴令施行中普通選挙ニ依ル国家改造議會ヲ召集シ改造ヲ協議セシム」とある本文部分と、その「註」で、「コレ国民ガ本隊ニシテ天皇ガ号令者ナル所以。権力濫用ノクーデターに非ズシテ国民ト共ニ国家ノ意志ヲ発動スル所以。」との説明部分に対して、西田税版「日本改造法案大綱」（大正一五年二月一日発行）には、前者の本文部分のあとに、新たに、「国家改造議會ハ天皇ノ宣布シタル国家改造ノ根本方針ヲ討論スルコトヲ得ズ。」を補足し、さらに、後者の「註」部分のあとに、「註二」を加えて、「是レ法理論ニ非ズシテ事実論ナリ。露独ノ皇帝モ斯カル権限ヲ有スベシト云フ学究談論ニ非ズシテ日本天皇陛下ニノミ期待スル国民ノ神格的信任ナリ。」という、計二箇所の加筆部分があるのである。した

がって、此の加筆によって、国家改造議會に代表される国民意志の発動するの余地が全く存在しないことになるのである。こうして、西田税が北一輝から版權の移譲を受けたあと、本書の出版には前述のような重要な改訂がほどこされていたことになるのであった。その後の西田税が、本人版の同書を教典として、かれの周辺の人々へ勿論、青年将校連をも含めて一を精力的に指導し、その啓蒙に努めたことは、つぎの「軍法會議判決の西田税関係文」（昭和二年八月一四日）の中に於ても明らかに裏付けしているところである。

すなわち、まず、北・西田の關係に就いて、西田が「…（昭和）七年の所謂五・一五事件には陸軍側青年将校の参加を牽制阻止したるため、裏切者として狙撃せられ瀕死の重傷を負いたるも、北輝次郎（※一輝）の肉親的同情により一命を完うするや、爾来兩者の間は恰も親子の如く、一身同体の關係を生じ、…と述べ、つづいて、「一方該事件（※狙撃せられた事件）を機縁として日本改造法案大綱を信奉せる陸軍部内同志青年将校菅波三郎、末松太平、大岸頼好、大藏栄一等等との接触、交友益々緊密となり、維新同志会を結成し、かくて西田は軍部、民間を通じ日本改造法案大綱を信奉せる同志の思想的中心たるとともに、革新運動の指導者たるに至れり。しかして彼は、…軍隊を使用するに非ざれば我國家の革新は遂に期すべからずとの堅き信念に基き、同志青年将校に対し、或は日本改造法案大綱を基調とする革新理論を説き、または革新運動に関する将校及び軍隊の使命心得に付研究作業を指示し、いわゆる「上下一貫、左右一体、挙軍一体の爲の将校団運動」なる標語を教示し、この根本方針に基き、軍内において益々同志の拡大強化を企図すべき旨指示しこれがため皇軍内に矯激なる思想信念を抱懐せる同志を以て横断的團結を敢てするに至らしめ、…斯くて軍部民間等一切の各社会層に亘り、専ら日本改造法案大綱を指導原理とする国家革新思想の普及並びに

革新機運の醸成に努力しいたるところ、昭和六年以降血盟団事件、若くは五・一五事件等、軍内外を通じ急進矯激なる国家革新運動の頻発を見るに至るや、かれの指導下に在りたる前記青年将校等の革新思想もまた漸く尖鋭となれり。」と詳細にわたって論告している。

この間、北一輝が、この「改造法案」の趣旨を青年将校達や民間同志に説明し、普及し、実現のための方策を練る等々を試みた形跡はほとんど見受けられないのである。つまり、「改造法案」の祖述者が北一輝であることは言うまでもないが、ひとたび西田へ版權が移るや否や、本書は、西田の脚色を加えられて、本人の北の手を離れて、いわば「独り歩き」を始めていったと解すべきではなからうか。

(1) 陸密第一九三号

△叛乱ニ関スル件通牒

昭和十一年三月一日 陸軍次官、憲兵司令官、戒嚴司令官 宛

今次二・二六事件ニ於テ叛乱セル部隊カ当該兵営ヲ出発セル時機ヨリ之ヲ「叛乱」ト認ムルコトニ定メラレタルニ付通牒ス

(2) 西田税は、北一輝の国家改造思想に深く心酔してその門下に入り、ともに刑死するまで行動を同じくした人物である。

(3) 第三次判決の理由書のなかで、関係者のひとりであった菅波三郎大尉に対して△陸軍士官学校在学時代、仲兄ノ病歿ニ際会シ懷疑思想ニ囚ワレ、爾來宗教・歴史・社会科学等ニ関スル文献ヲ涉獵シアリタルガ、日本改造法案大綱ヲ閲読スルニ及ビ深く其ノ所説ニ共鳴シ、概シテ其ノ趣旨ニ則リ政治経済等ノ諸機構ヲ改造シテ、国家革新ノ実ヲ挙ゲンコトヲ決意シ、△とあり、また、同じく大蔵第一大尉の場合は△昭和二年陸軍戸山学校入校以来、日本改造法案大綱其ノ他国家革新ニ関スル文献ヲ閲読シ、又夙ニ西田税ト相識リ深く其ノ国家革新ニ関スル所説ニ共鳴シ、△と記されている。

さらに、二・二六事件が終結してから一週間後の三月七日に公文書として発表された第一師団舞伝男参謀長の口演要旨のなかにも、「…此事件ハ皇軍

ヲ盗用シテ大命ニ抗シタルモノニシテ、此間用捨スルコトハ一モ無之、目下西田税・北一輝ヲ調査中ニシテ、彼等ノ思想ハ矯激ニシテ純真ナル将校ガ彼等ト悪縁ヲ結び判断ヲ誤リテ彼等ニ動かサレタルモノニシテ」とある。

(4) 東京陸軍軍法会議は、その「民間関係者判決文」のなかで、北一輝が△：専ラ同人(△西田税)ヲ指導督励シ、主トシテ陸軍部内青年将校等ニ対シ該著書(△「日本改造法案大綱」)ヲ指導原理トセル国家革新思想ノ普及宣伝ニ当ラシムルト共ニ、同志ノ獲得並ニコレガ指導統制ニ任ゼシメ、昭和七年所謂五・一五事件ノ前後ヨリ逐次、菅波三郎・大蔵第一・大岸頼好・安藤輝三・末松太平・村中孝次・磯部浅一・香田清貞及ビ栗原安秀等ノ同志青年将校ト相識リ、カクテ西田税ト共ニコレ等同志ノ思想的中心トナリ、ソノ指導誘掖ニ努ムル所アリシガ△と述べている。

(5) 東京陸軍軍法会議の「民間関係者判決文」のなかに、北一輝が△：一方夙ニ法華経ニ帰依シ、ソノ誦経ニ専念シ居タル処、ソノ誦誦中ニ屢々妻女ガ神憑トナリテ口授スルモノヲ以テ靈告ナリトシ、コレニヨリテ国事ヲ予断シ、自ら警世ノ士ヲモツテ任ゼイタルモノナリ。△とある。

(6) 北一輝「日本改造法案大綱」は原題を「国家改造案原理大綱」と称え、大正八年八月上海で執筆された謄写刷であったが、公刊に先立って、日本当局によって大正九年一月発売禁止となった。のち大正一二年におびたしい削除を受けて、「日本改造法案大綱」と改題して、改造社から合法的に市販されることとなった。ここでは主にこの改造社版に準拠したが、削除部分に関しては、謄写版刷の原本や西田税が北から版權の委譲を受けて大正一五年に発行した西田税版並びに昭和三年に刊行した普及版の西田税直接書き込み版などを参考にした。以下引用の場合は「改造法案」と略記する場合もある。

(7) 久野収・鶴見俊輔「現代日本の思想」一三八―一三九ページ、岩波新書(一九五六年)

(8) 本書は、北一輝が、明治三十九年五月九日の日露戦争の講和条約に反対した帝都焼打国民運動を親しく目撃したのを機縁として執筆したといわれるが、出版後ほどなくして発禁処分を受けた。本稿に引用する部分は、この書の第四編「所謂国体論の復古的的革命主義」を参考としている。

(9) 河野司編「二・二六事件 獄中手記・遺書」、二八一ページ、河出書房新

社（昭和四七年）

(10) ヒトラー著、平野・高柳訳・「わが闘争」(1)、二一五ページ、黎明書房（一九六一年）

(11) 河野司編・前掲書、二九八ページ、

(12) 河野司編・前掲書、二〇七ページ、

(13) 河野司編・前掲書、二二一ページ、

(14) 河野司編・前掲書、一八五―一八六ページ、

(15) 河野司編・前掲書、一八三ページ、

(16) 河野司編・前掲書、二二二ページ、

(17) 河野司編・前掲書、一三〇ページ、

(18) 河野司編・前掲書、四九―五〇ページ、

(19) 「歩兵第三連隊将校団各位へ」（昭和二年七月）―河野司編・前掲書、一六八ページ、

(20) 河野司編・前掲書、一六六ページ、

(21) 高橋太郎元少尉が獄中でその心境を詠った「み光を蔽へる雲を打ち抜ひ、真如にかへる今ぞのどけし」（昭和二年六月二十八日）―河野司編・前掲書、一五九ページ、

(22) 「現代史資料」(23) 国家主義運動(三) 二四六ページ、みすず書房（一九七九年）

（未完）